

免許番号 区第305号

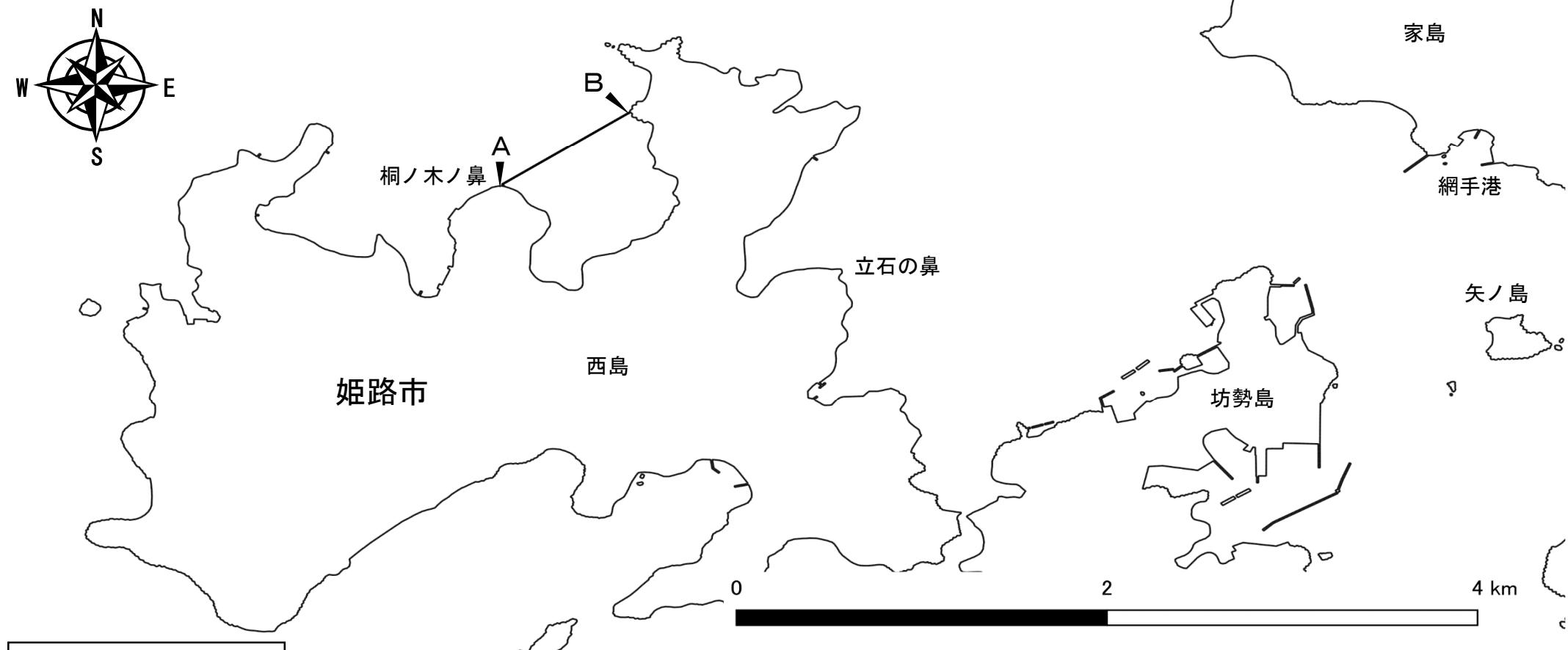
漁場の位置 姫路市家島町西島東大寺馬場地先

漁場の区域 次の点A及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市家島町西島桐ノ木ノ鼻北端（北緯34度39.84分、東経134度28.72分）

B 北緯34度40.07分、東経134度29.09分



令和5年9月1日 免許

区第305号

1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁 場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 小割式魚類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	事 項	順位番号	
1	姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海 区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第305号	摘要			

免許番号	区第305号	摘要					
共 有 漁 業 権 事 項							
持分	漁業権区		先取特権区		抵当権区		備 考
	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	順位 番号	事 項	
1	姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合  姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合						